

交付図書の訂正について

平成23年7月15日付けで入札公告を行った「磐越自動車道 郡山管内（上り線）舗装災害復旧工事」に係る交付図書の内容の一部に誤りがありましたので、以下のとおり訂正します。

平成23年8月17日

（契約責任者）東日本高速道路株式会社東北支社  
支社長 鈴木 辰夫

平成23年度

磐越自動車道

郡山管内(上り線)舗装災害復旧工事

図書交付資料正誤表

東日本高速道路株式会社 東北支社

郡山管理事務所

特記仕様書

誤

18-21 舗装補修工事機械現場内移動

18-21-1 定義

舗装補修工事機械現場内移動とは、高速道路上（自動車専用道路を含む）で行う舗装補修工事に使用する重量3t以上の機械における、貨物自動車による作業基地から現場までの往復の運搬移動をいう。

18-21-2 対象機械

舗装補修工事機械現場内移動の対象となる機械は、次のとおりとする。

舗装補修工事機械現場内移動の対象機械名	標準的な重量
大型切削機（切削幅2.0m級）	29.0t
アスファルトフィニッシャー①（ホイール型2.4～6.0m）	13.5t
アスファルトフィニッシャー②（ホイール型1.4～3.0m）	5.5t
マカダムローラー（10～12t）	9.3t
タイヤローラー（8～20t）	14.8t
バックホウ（0.5m3）	14.8t

18-21-3 種別

舗装補修工事機械現場内移動の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	機械名	搬入	搬出	適用
舗装補修工事機械 現場内移動 A1	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：10km以上20km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 A3	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：30km以上40km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 A4	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：40km以上50km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 B1	アスファルトフィニッシャー①	昼間	昼間	オーバーレイ工
	アスファルトフィニッシャー②	昼間	昼間	レベリング工
	マカダムローラー	昼間	夜間	運搬距離：10km以上20km未満
	タイヤローラー	夜間	夜間	
舗装補修工事機械 現場内移動 B3	アスファルトフィニッシャー①	昼間	昼間	オーバーレイ工
	アスファルトフィニッシャー②	昼間	昼間	レベリング工
	マカダムローラー	昼間	夜間	運搬距離：30km以上40km未満
	タイヤローラー	夜間	夜間	
舗装補修工事機械 現場内移動 B4	アスファルトフィニッシャー①	昼間	昼間	オーバーレイ工
	アスファルトフィニッシャー②	昼間	昼間	レベリング工
	マカダムローラー	昼間	夜間	運搬距離：40km以上50km未満
	タイヤローラー	夜間	夜間	
舗装補修工事機械 現場内移動 C4	バックホウ	昼間	昼間	打換工 運搬距離：40km以上50km未満

正

18-21 舗装補修工事機械現場内移動

18-21-1 定義

舗装補修工事機械現場内移動とは、高速道路上（自動車専用道路を含む）で行う舗装補修工事に使用する重量3t以上の機械における、貨物自動車による運搬移動をいう。

18-21-2 対象機械

舗装補修工事機械現場内移動の対象となる機械は、次のとおりとする。

舗装補修工事機械現場内移動の対象機械名	標準的な重量
大型切削機（切削幅2.0m級）	29.0t
アスファルトフィニッシャー①（ホイール型2.4～6.0m）	13.5t
アスファルトフィニッシャー②（ホイール型1.4～3.0m）	5.5t
マカダムローラー（10～12t）	9.3t
タイヤローラー（8～20t）	14.8t
バックホウ（0.5m3）	14.8t

18-21-3 種別

舗装補修工事機械現場内移動の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	機械名	搬入	搬出	適用
舗装補修工事機械 現場内移動 A1	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：20km以上40km未満（往復距離）
舗装補修工事機械 現場内移動 A3	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：60km以上80km未満（往復距離）
舗装補修工事機械 現場内移動 A4	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：80km以上100km未満（往復距離）
舗装補修工事機械 現場内移動 B1	アスファルトフィニッシャー①	昼間	昼間	オーバーレイ工
	アスファルトフィニッシャー②	昼間	昼間	レベリング工
	マカダムローラー	昼間	夜間	運搬距離：20km以上40km未満（往復距離）
	タイヤローラー	夜間	夜間	
舗装補修工事機械 現場内移動 B3	アスファルトフィニッシャー①	昼間	昼間	オーバーレイ工
	アスファルトフィニッシャー②	昼間	昼間	レベリング工
	マカダムローラー	昼間	夜間	運搬距離：60km以上80km未満（往復距離）
	タイヤローラー	夜間	夜間	
舗装補修工事機械 現場内移動 B4	アスファルトフィニッシャー①	昼間	昼間	オーバーレイ工
	アスファルトフィニッシャー②	昼間	昼間	レベリング工
	マカダムローラー	昼間	夜間	運搬距離：80km以上100km未満（往復距離）
	タイヤローラー	夜間	夜間	
舗装補修工事機械 現場内移動 C4	バックホウ	昼間	昼間	打換工 運搬距離：80km以上100km未満（往復距離）

特記仕様書

誤

18-23 交通規制

18-23-1 定義

交通規制とは、供用中の高速道路道路上で工事等を施工するにあたり、一般通行車及び作業員の安全を確保するため、交通監視員の配置や標識等の設置により交通を規制する作業をいう。

18-23-2 交通監視員

交通監視員とは、「道路保全要領（路上作業編）」の規定及び設計図面に従って配置する、一般通行車の監視及び注意喚起並びにラバコーン、標識等の配置状況を確認する者をいう。

18-23-3 種別

交通規制の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	内 容
車線規制	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいう。

18-23-4 施工

交通規制の施工は、「道路保全要領（路上作業編）」の規定及び以下の項目に基づき実施するものとする。

- 車線規制の先端部（テーパー部）の1000m・800m・300m手前に矢印板を設置し、一般通行車に対し、車線減少の予告措置を講じなければならない。
- 日々の作業終了時には、交通規制材を含む工事に関するすべての物件を撤去するものとする。ただし、昼夜間連続規制及び監督員が認めた場合はこの限りではない。
- 「道路保全要領（路上作業編）」の規制内容に以下の項目を追加する。

項 目	項 目 内 容	設 置 数 量	備 考
工事区間延長確認標示	規制解除端からの延長を表示	規制解除端から1kmを超えた場合、1km毎に1枚設置	
工事概要看板	規制内の工事概要を示す看板	標識車の後に1枚設置	
工事内容説明看板	規制内の工事内容を説明する看板	工事箇所の手前に1枚設置	
作業内容説明看板	規制内の作業内容を説明する看板	工事箇所手前に1枚設置	
規制作業協力御礼看板	規制協力の御礼を示す看板	規制終点部に1枚設置	
ジャンボコーン		規制先端部へ1本設置	
全方位照明設備		300m程度毎に1基設置	

正

18-23 交通規制

18-23-1 定義

交通規制とは、供用中の高速道路道路上で工事等を施工するにあたり、一般通行車及び作業員の安全を確保するため、交通監視員の配置や標識等の設置により交通を規制する作業をいう。

18-23-2 交通監視員

交通監視員とは、「道路保全要領（路上作業編）」の規定及び設計図面に従って配置する、一般通行車の監視及び注意喚起並びにラバコーン、標識等の配置状況を確認する者をいう。

なお、交通監視員の配置人数は「道路保全要領（路上作業編）」の規定によらず、規制車の位置を先頭に2km間隔で設置するものとする。

18-23-3 種別

交通規制の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	内 容
車線規制	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいう。

18-23-4 施工

交通規制の施工は、「道路保全要領（路上作業編）」の規定及び以下の項目に基づき実施するものとする。

- 車線規制の先端部（テーパー部）の1000m・800m・300m手前に矢印板を設置し、一般通行車に対し、車線減少の予告措置を講じなければならない。
- 日々の作業終了時には、交通規制材を含む工事に関するすべての物件を撤去するものとする。ただし、昼夜間連続規制及び監督員が認めた場合はこの限りではない。
- 「道路保全要領（路上作業編）」の規制内容に以下の項目を追加する。

項 目	項 目 内 容	設 置 数 量	備 考
工事区間延長確認標示	規制解除端からの延長を表示	規制解除端から1kmを超えた場合、1km毎に1枚設置	
工事概要看板	規制内の工事概要を示す看板	標識車の後に1枚設置	
工事内容説明看板	規制内の工事内容を説明する看板	工事箇所の手前に1枚設置	
作業内容説明看板	規制内の作業内容を説明する看板	工事箇所手前に1枚設置	
規制作業協力御礼看板	規制協力の御礼を示す看板	規制終点部に1枚設置	
ジャンボコーン		規制先端部へ1本設置	
全方位照明設備		300m程度毎に1基設置	